

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社海士資産形成研修所
住所 〒684-0404 島根県隠岐郡海士町大字福井 1365 番地 1
Tel (08514)2-2428

金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：中国財務局長（金商） 第 5 3 号

投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

報酬等について

具体的な投資顧問契約のご説明

(契約内容)

当社はおお客様への銘柄助言とおお客様が必要とされる投資相談あるいは出張サポート等を行います。

助言銘柄は2銘柄以上となります。助言対象は株式に限定させていただきます。

契約期間は契約締結時から1年です。投資相談あるいは出張サポート等のみのご契約も可能です。

(報酬の内容)

銘柄助言に関して2銘柄紹介のみの場合は当社指定の下記銀行口座に10万円(消費税込み。以下同じ。)を振り込みます。3銘柄以上ご希望のおお客様は1銘柄につき5万円を追加でお振込みいただきます。投資相談あるいは出張サポート等をご希望のおお客様の契約金額は一律10万円となります。銘柄助言は、当社の企業調査シートをベースに配信いたします。当社は成功報酬をいたしません。銀行振り込み等の費用はおお客様の負担となります。

銀行 : 山陰合同銀行

支店 : 海士支店

店番 : 110

口座番号 : 4500024

フリガナ : カ)アマシサンケイセイケンシュウジョ

漢字正式名称 : 株式会社 海士資産形成研修所 代表取締役 大島健志郎

有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

株式

株価変動リスク : 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク : 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

1. クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面あるいは電子メールを受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面あるいは電子メールによる意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面あるいは電子メールを発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、2のとおりとなります。

④ 追加助言、投資相談あるいは出張サポート等による契約解除も同様となります。

2. 契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりとする。

なお、クーリング・オフ期間である10日以内の契約解除の場合は、契約金額全額をお客様の指定する銀行に振り込ませていただきます。

3. クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面あるいは電子メールによる意思表示で契約を解除できます。

契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を徴収します。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返却致します。

租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の租税が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

② 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面あるいは電子メールによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
 - ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 資本金 | 900万円 |
| 2 役員の氏名 | 代表取締役 大島健志郎
経理部長 岡崎太郎 |
| 3 主要株主 | 大島健志郎
田口喜啓
岡崎太郎 |
| 4 分析者・投資判断者 | 大島健志郎 |
| 5 助言者 | 大島健志郎 |

- 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 (08514)2-2428

eメールアドレス oshima@amafp.net

- 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、中国財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 苦情処理ファイルへの記載
- ③ 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ④ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

以上